

## 新型コロナウイルス感染症患者の転院受入支援を開始

新型コロナウイルス感染症患者の増加により、市内受入病院の入院病床が逼迫している状況にあります。そこで、受入病院以外の病院及び福祉施設が、退院基準※を満たした患者を受け入れた場合、市が協力金を支給することとし、転院（転所）を促進します。受入病院は、有症状者の治療に専念することができ、限られた医療資源の有効活用を図ります。地域医療体制を維持するため、「WEBセミナー」等で培った本市の地域連携を具現化する施策となります。

※ 主な退院基準…発症から10日間、かつ症状軽快後72時間経過

- |        |   |
|--------|---|
| 1 事業名  | 新型コロナウイルス感染症患者転院受入促進事業  |
| 2 内容   | 市内医療機関又は福祉施設が、退院基準を満たした新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行った場合、受入れ1回につき、38,000円を協力金として支給 |
| 3 実施期間 | 令和2年（2020年）12月16日<br>～令和3年（2021年）3月31日                                    |
| 4 予算規模 | 500万円   |

<問い合わせ>

医療保険部地域医療体制整備担当課長 菅野 電話042-620-7473